

アメリカにおける裁判官忌避制度の 憲法的位置付けについての覚書

近畿大学教授・土屋孝次

はじめに

本稿は、アメリカ合衆国最高裁判所が州において問題となった裁判官の忌避について、合衆国憲法修正 14 条のデュー・プロセス条項の適用性を判断した事例を検討し、それら諸判決を契機とした連邦議会による裁判官忌避制度の改革の動向を探るものである。

裁判官忌避制度とは、個々の訴訟に関与する裁判官の公平性に疑問があり、裁判官本人が自ら訴訟担当を回避しない場合、訴訟当事者等の申し立てを受けて当該裁判官を審理から排除する手続である。アメリカの裁判官忌避制度はコモン・ローを継受したものであるが、現在は州、連邦ともに、コモン・ロー上の忌避事由よりも厳格な忌避ルールを保持している⁽¹⁾。連邦裁判所、州裁判所ともに、忌避についての判断は申し立てを受けた裁判官自らが行うのが伝統である⁽²⁾。もっとも、下級裁判所裁判官の場合、忌避申し立て棄却の判断は上訴対象であり、忌避に関する判断が連邦法、あるいは州法に反するかどうかの審査を受けることになる。さらに、州裁判所の問題に関しては合衆国憲法との抵触があれば合衆国最高裁判所における審査対象となっており、判例の蓄積がみられるところである。

合衆国憲法には直接的に裁判官忌避制度に言及した条文はないが、修正 5 条及び修正 14 条のデュー・プロセス条項が連邦および各州における「公平な裁判所における公平な裁判」の保障を求めているとみなされている⁽³⁾。特定

の訴訟における当事者は、公平な裁判所、偏見を持たない裁判官の存在がデュー・プロセスを受ける権利の具体化として保障されるものとみなす。さらに合衆国最高裁判所は、裁判官の忌避問題の検討に際して、他の裁判において不公正を誘発するリスク、司法過程に対する国民の信頼を傷つけるリスクも考慮すべきであるとしている⁽⁴⁾。裁判官忌避制度の適正な運用の結果として、他の裁判において同様の不公正を誘発する危険性を排除し、司法過程に対する信頼を維持できるからである。このように、アメリカにおける裁判官忌避制度は、訴訟当事者の権利を具体化するのみならず、民主的正統性に欠ける裁判所に対して国民の信頼を確保、維持、増進するために不可欠なものとして位置付けられるのが特徴である⁽⁵⁾。このため、裁判官忌避制度に対する連邦議会の関心も個別的事件における忌避判断の妥当性よりも、むしろ、司法制度全体への信頼維持を目的とした法改革の観点に基づく権限行使を志向するものとなり、この点で連邦司法部との対立は避けられない状況にある。

そこで、まず、21世紀の合衆国最高裁が州裁判所裁判官による忌避拒否の決定についてデュー・プロセス条項の適用性を判断した三つの判決、*Caperton v. A. T. Massey Coal Co.*, 556 U. S. 868 (2009)、*Williams v. Pennsylvania*, 136 S. Ct. 1899 (2016) および *Rippo v. Baker*, 137 S. Ct. 905 (2017) について検討する。次に、連邦議会による裁判官忌避問題に関する対応について、まず、裁判官忌避に関する連邦法の展開を追い、次に、忌避申し立ての判断に不正があったとして議会により弾劾罷免の判決を受けたポータィアス判事弾劾事件を検討し、最後に議会による裁判官忌避制度改革の方向性を吟味する。本稿の課題は、アメリカにおける裁判官忌避制度に関わる諸判決の検討と議会における制度改革議論を吟味することで、「公平な裁判所における公平な裁判」を具体化する制度のあり方を明らかにするものである。

第1章 裁判官忌避制度の憲法的再定義

(1) 裁判官忌避に関する 20 世紀の諸判決

アメリカ合衆国における裁判官忌避制度はコモン・ローを継受したものである。コモン・ロー上の裁判官忌避事由としては、裁判官が裁判結果に直接的な金銭的利害を持つ場合とし、代替の裁判官が利用可能な場合に忌避を容認しており、限定的に固定されていた⁽⁶⁾。この場合、金銭的利害が認められれば裁判に関する偏見の存在の有無は問われない⁽⁷⁾。合衆国建国後、第 1 回議会において制定した 1792 年法以降、連邦議会は忌避事由を拡大する方向で法改正を行い、1911 年までに金銭的利害に加えて、顧問弁護士としての関与、親族の関与、前審への参加、重要証人としての関与の 5 つの場合に裁判官は訴訟担当を回避しなければならないと定めた。また、1948 年には、最高裁判事も明示的に連邦法の対象とする改正が施され、忌避基準の実体化を押し進めた⁽⁸⁾。

このようにアメリカにおける裁判官忌避制度は、コモン・ローを出発点としつつ、その後の連邦法、州法、及びそれら制定法に根拠を持つ裁判官倫理規則等の展開により忌避事由を拡大してきたのである。判例は、その時々の裁判官忌避ルールの適用問題として、解釈によりその内容を具体化してきていたと言える。これに対して、各州における裁判官忌避の問題を修正 14 条のデュー・プロセス条項違反とする合衆国最高裁判所の判例は、20 世紀以降に確立したものである⁽⁹⁾。

まず、合衆国最高裁が裁判官の忌避問題についてデュー・プロセス条項違反と判断した事件が *Tumey v. Ohio*, 273 U. S. 510 (1927) である。同事件では、裁判長役を委任された自治体首長に有罪判決により一定の手当てが与えられ、かつ、罰金の一部が当該自治体の収入源とすることを定めたオハイオ州法が問題となった。合衆国最高裁は、裁判官の「適格性」(qualification) の問題のすべてが憲法的妥当性に関わるものではないとし、親族が関わった事件、個人的な偏見等については、一般的に裁判官忌避に関する法律事項となるに過ぎないとして⁽¹⁰⁾、法律に根拠を持つ忌避事由と憲法に根拠を持つ忌避

事由を区別したうえでデュー・プロセス条項の適用について検討した。そして、デュー・プロセス条項がすべての裁判官忌避問題を解決するものではないとしつつ、コモン・ロー上、自身が担当する事件の結果について「直接的、個人的、そして実質的な金銭的利益」⁽¹¹⁾を持つ裁判官の審理からの排除を求められていると指摘する。そこで、本件においては、裁判官役は有罪判決によってそのような金銭的利益を有しており、デュー・プロセス条項が当該裁判官役の回避を求めると結論した。

このように *Tumey* 判決は、個人的な金銭的利益に関するコモン・ロー上の忌避事由を合衆国憲法のデュー・プロセス条項に読み込むことにより、事件を合衆国最高裁判所として解決した。一見すると最高裁はコモン・ローと合衆国憲法の二つの忌避基準を同一のものとみなしているようにも見受けられる。しかしながら、*Tumey* 判決は、本件事例が法のデュー・プロセスとみなすにはコモン・ローのみならずアメリカにおける一般的慣行にも合致しないと述べており⁽¹²⁾、デュー・プロセス的忌避事由がコモン・ローの範囲を越える可能性を示している⁽¹³⁾。また最高裁は、平均的な裁判官に対して有罪に必要な証明責任への考慮を行わないような「誘惑の可能性」(possible temptation)にとられるような、あるいは、州と被告人との適切、明白、かつ正当な裁判手続が、法のデュー・プロセスを否定することになるとしており⁽¹⁴⁾、コモン・ロー上の直接的な金銭的利益を越えて、不公正の危険を含蓄する司法制度のあり方自体に着目していたと言える。

金銭的利益問題に次いで合衆国裁判所がデュー・プロセス違反としたのは、裁判所侮辱罪の判断において訴追を決定する大陪審役がその後の刑事裁判を担当する手続 (one-man grand jury) であった。In re Murchison, 349 U. S. 133 (1955) では、ミシガン州法の手続が問題となっていた⁽¹⁵⁾。まず *Murchison* 判決では、公平な裁判所による公平な裁判がデュー・プロセスの基本的な要請であることが確認されている⁽¹⁶⁾。このような公平は、事件の裁判において「現実の偏見」(actual bias) が無いことを求める。加えて最高裁は、「不公正の

蓋然性」(probability of unfairness)を防ぐ目的で、何人も自らの事件の裁判官になることが許されず、また、訴訟結果に対して利害を持つ者が訴訟を担当することはできないとする⁽¹⁷⁾。そこで最高裁は、Tumey 判決の「誘惑の可能性」を引用し、このような厳格な忌避ルールは、裁判官が「現実の偏見」を持たず、審理において両当事者平等に正義の秤を傾けようとベストを尽くす事を妨害することになるかもしれないと認める。しかしながら、高度な司法機能を最善の方法で果たすためには、裁判官は「公正の外観」(appearance of justice)を満たさなければならないとしたのである⁽¹⁸⁾。Murchison 判決が忌避に関して「現実の偏見」を拡大するような「公正の外観」をデュー・プロセスと結びつけた点に注意が必要であろう⁽¹⁹⁾。

その後の合衆国最高裁判所の忌避に関する憲法的判例は、Tumey 判決および Murchison 判決の 2 判決の延長線上にある。まず、Mayberry v. Pennsylvania, 400 U. S. 455 (1971) は、Murchison 判決と同様に裁判所侮辱処罰手続が問題となっており、刑事事件の公判において罵倒された裁判官が、当該発言に関する侮辱処罰審理の担当裁判官となっていたものである。結論として最高裁は、デュー・プロセス条項が別の裁判官による侮辱処罰審理を求めるとした。最高裁判所は裁判が連邦か州かを問わず、適法な手続への関心が公正な司法行政とともにあるとする⁽²⁰⁾。そして、裁判官が「公正の外観」を満足させなければならないと確認したのである⁽²¹⁾。

続く Ward v. Village of Monroeville, Ohio, 409 U. S. 57 (1972) は、Tumey 判決とは異なり、罰金判決に関して裁判官役の直接的手当とはならないものの、自治体の収入には含まれていた事例において、Tumey 判決を先例としてデュー・プロセス条項違反と判断した。合衆国最高裁は、裁判官役が負う自治体財政に対する行政的責任に拘っても、訴訟から回避すべき「誘惑の可能性」が存することになるとしていた⁽²²⁾。このように Ward 判決は、訴訟で問題となった事実と裁判官との関係について、間接的な経済的利益に基づく偏見の可能性を認めたことになる⁽²³⁾。この点につきヴィレーリ教授は、Ward 判

決が、もはや先例としてコモン・ローに依拠していないだけでなく、訴訟当事者と裁判官との個人的な関係の審査も基準として用いていないと指摘する⁽²⁴⁾。換言すれば、裁判結果にわずかでもあれ間接的な経済的利益を持つ場合に、デュー・プロセス条項が裁判官の関与を禁ずる可能性を示したことになるわけであり、裁判官忌避問題の憲法的位置付けに重要な変革をもたらしたことになる。

さらに、*Aetna Life Insurance Company v. Lavoie*, 475 U. S. 813 (1986) は、*Ward* 判決が示した間接的な経済的利益を忌避事由として認めることで、忌避基準をより明確化している⁽²⁵⁾。同事件では、生命保険会社をめぐる懲罰的賠償訴訟に関してアラバマ州最高裁判所判決の法廷意見を執筆した裁判官が、類似の別の訴訟の原告となっており、さらに、州最高裁判所の裁判官全員が他のクラスアクションの原告となっていたのである。最高裁は、5対4の法廷意見を執筆した一名の裁判官に関して訴訟への関与がデュー・プロセス条項に反しているとし、残りの他の裁判官に関しては認めなかった。まず、最高裁は、「誘惑の可能性」と「公正の外観」の二つについて、デュー・プロセス条項の下で利用可能な基準であるとした⁽²⁶⁾。最高裁は、法廷意見の執筆が裁判官自身の訴訟における自らの法的地位および保険金受取の価値を高める明白かつ直近の効果（clear and immediate effect）を持つとして、直接的、個人的、実質的な金銭的利益が認められるとしたのである⁽²⁷⁾。

以上の様に合衆国最高裁判所が裁判官忌避についてデュー・プロセス条項に違反すると示したものは、直接的な金銭的利益に関する *Tumey* 判決と裁判所侮辱処罰罪の手續に関わる *Murchison* 判決の2タイプのみであった。しかしその後の判例の展開は、オリジナルの2判決を越えて忌避事由を実質的に拡大していたことを示す。21世紀の諸判決は、このような判例の展開を受けたものとなる。

(2) *Caperton v. A. T. Massey Coal Co.*, 556 U.S.868 (2009)⁽²⁸⁾

Caperton 判決では、民事訴訟の第一審において総額 5,000 万ドルに上る巨額の損害賠償を命じる判決を受けていた被告企業が、控訴審を担当予定のウェスト・ヴァージニア州最高裁の判事候補者の裁判官選挙資金として 300 万ドルを提供していた事実が忌避事由となるかどうか争われたものである。原告は、被告企業の選挙への積極的な関与が当該裁判官に利益を与えていたとして、デュー・プロセス条項および州法に基づき同裁判官の忌避を申し立てた。問題となった裁判官は「訴訟当事者に対する偏見は見いだせない」として、忌避申し立てを拒否した。その後の本訴において州最高裁判所は、当該判事を含む 3 対 2 の多数によって、原告敗訴の逆転判決を下したのである。

上告を受けた合衆国最高裁判所は、5 対 4 で州最高裁判事の忌避を拒否する判断が修正 14 条に反するとして、事件を差し戻す決定を行った。

ケネディ裁判官による法廷意見は、まず、これまで最高裁が「公平な裁判所における公平な裁判」をデュー・プロセスの基本的な要請である認めていることを再確認した。そこで、次に、「現実の偏見」の蓋然性が認められるとしてデュー・プロセス条項を適用した *Tumey* 判決等において、「現実の偏見」の立証そのものは求められていないとする。むしろ、問題となった利益が、特定の事件において現実の偏見や予断のリスクを提供するものであるか否かが問われていたのである⁽²⁹⁾。

そこで、ケネディ裁判官は、訴訟係属中あるいは係属が確実な時期に、判決結果について利害を持つ訴訟当事者が裁判官選挙の運動資金を提供し、選挙において指導的役割を果たし、当該裁判官の事件担当に重要かつ不均衡な影響力を保持したとすれば、現実の偏見に関する深刻なリスクが発生しているとみなせると認めた⁽³⁰⁾。本件においては、裁判官候補者と被告との間に具体的な対価の合意が存在したとの立証がなくとも、法外な選挙資金の提供が選挙結果に受益的な利害を持つ状況でなされていた事実は十分に示されている。自らの事件の裁判官になることが許されないように、当事者間の同意な

しに自らの事件の裁判官を選ぶことは、同様の偏見の恐れを生じさせることになる。

もっともケネディ裁判官は、連邦議会や諸州がデュー・プロセス条項の求めるよりも厳格な忌避基準を内容とする規範を定めていると指摘する。そして、一般的には裁判官忌避問題が州法レベルの問題として解決されることになるとして、本件が憲法的に稀有な事例であることを示唆している⁽³¹⁾。

本判決には二つの反対意見がついている。そのうちロバーツ長官の反対意見は、法廷意見が「現実の偏見」の蓋然性の単なる立証のみで裁判官に回避義務を課した点で、従来の適切な忌避基準を軽率に拡大していると批判した。ロバーツ長官は、法廷意見の新しい基準が導く忌避判断の不確実性について、「現実の偏見」の蓋然性に達する金銭的貢献は具体的にはどの程度なのか、例えば、訴訟の目的が差し止め命令や宣言的判決の場合も同様に判断するのか、あるいは問題となった裁判官が他の事件において支持者の意向に反する判断を行った場合にも忌避が求められるか等、四十もの例を挙げて指摘していた。

(3) *Williams v. Pennsylvania*, 136 S.Ct.1899 (2016)⁽³²⁾

Williams 判決では、殺人犯の訴追に一定の関与を行った検察官が、後に州最高裁裁判官として死刑判決の再審請求の手續に関わることが、修正 14 条のデュー・プロセス条項に反すると判断された。

1984 年、本件上告人ウィリアムズ（Terrance Williams）は、共犯者とともに殺人容疑で逮捕された。1985 年、地区検事局のキャスティル（Ronald Castille）検事は、訴追担当検事補より量刑の加重事由をまとめた 1 ページ半のメモの提出を受け、ウィリアムズに対する死刑求刑の許可を求められた。キャスティル検事は、当該メモを審査したのち、「死刑求刑を行うことを許可する」とする文書を作成した。その後、州地方裁判所は被告人を第 1 級殺人罪で有罪として死刑を宣告し、その後判決が確定した。2012 年、ウィリアムズは、訴追担当検事補が共犯者の証言を誘導していたとして再審による救済

を求めた。州地裁は、被疑者に有利な情報の提供を訴追側に義務付けた判例に基づき死刑の執行を停止し⁽³³⁾、新たな量刑手続を開始するよう命じた。これに対して州は、本件有罪確定後の救済手続 (postconviction relief) 請求が時機を失したものであるとして、州最高裁判所に死刑執行停止命令の解除を求めたのである。

キャスティル検事は 1993 年に州最高裁裁判官に選出され、2008 年より州最高裁長官を務めていた。このためウィリアムズは、キャスティル長官が当該救済手続から自ら回避すること、もしくは州最高裁がその忌避を決定するよう求めた。しかしながら、キャスティルは回避を拒否し、州最高裁も忌避に関する審査を行わなかった。州最高裁判所における審理の結果執行停止命令は無効とされ、死刑判決が再確認された。2 週間後、キャスティルは最高裁長官を退職した。ウィリアムズの上告を受けた合衆国最高裁判所は、5 対 3 の多数で現決定を破棄し、州最高裁に差し戻した。

ケネディ裁判官による法廷意見は、デュー・プロセス条項の下で、被告人に関する重大な決定について検事として重要かつ個人的な関与を行った場合に、許容できない「現実の偏見」のリスクがあると判断した⁽³⁴⁾。Caperton 判決では、その客観的判断基準として、ある裁判官が現実的、具体的な偏見を持つか否かではなく、平均的な裁判官がその地位において中立的であるようにみなされるか否か、あるいは、偏見に関する違憲的可能性があるか否かを問うていたのである⁽³⁵⁾。

また、最高裁は Murchison 判決において、同一事件で同じ人物が訴追者と裁判官に就いた場合に偏見についての違憲的可能性があるとしており、そのリスクは「誰も自分の事件の裁判官にはなれない、あるいは、裁判の結果に利害を持つ者は事件を担当できない」とのデュー・プロセスの格言が反映されているとした⁽³⁶⁾。このようなデュー・プロセスの保障は、かつて訴追に関して重大な決定を行った元検事をその後の裁判における裁判官として不適格としないのであれば意味をなさない⁽³⁷⁾。

これに対してペンシルヴァニア州は、本件が Murchison 判決と事例が異なりデュー・プロセス条項を適用できないと反論した。たしかに、本件におけるキャストイルの関与は、刑事手続において複数の中の一検事として関わった特定事項への限定的なものであり、しかも、当該検事が数十年後に裁判官として裁判に参加したものであって、同じ者が訴追を決定する大陪審役と裁判官役を数週間の間にも兼務した Murchison 判決とは異なる。しかしながら、ケネディ裁判官は、訴追に関して裁判官に直接的かつ個人的な役割が認められる場合には、Murchison 判決が示した憲法的諸原理を完全に適用できるとした。ケネディ裁判官は、死刑求刑の承認が裁判上の決定において重大かつ個人的な関与であり、忌避を拒否したことが違憲的な偏見リスクを提起することになるとする。州はカスティル検事の決定は死刑求刑手続における羈束的行為に過ぎないとするが、彼自身の裁判官選挙における声明によれば「45名もの人々を死刑囚監房に送った」とあり、重要な職務上のものであったことが示されているのである。

もっともケネディ裁判官は、Aetna 判決を引用して、デュー・プロセス条項が裁判官忌避の外縁を画するものに過ぎないと示すことが重要であるとする⁽³⁸⁾。多くの忌避に関する問題は、より厳格かつ詳細な裁判官倫理法により解決が図られており、本件状況における事件も、多くの州において忌避が求められるものであるとして各州の制定法、あるいは忌避に関する連邦法を示す⁽³⁹⁾。このため、各州の忌避制度に鑑みれば、本件判決はこれまでの裁判官忌避制度に重要な変更をもたらすものではないと言える。

最後にケネディ裁判官は、合衆国最高裁が利害関係を持つ裁判官の訴訟への関与により生ずるデュー・プロセス侵害が、裁判官の投票が決定的か否かにかかわらず、瑕疵あるものと結論していたことを確認する⁽⁴⁰⁾。合議制の法廷においては、偏見の外観がひとりの裁判官のみならず、司法制度の評判や高潔性を貶めるため、その中立性の保証が損なわれたままにしてはならない。ケネディ裁判官は、公正な裁判官の外観と現実性は、司法的宣言の公的な正統

性について必要であり、法の支配そのものにも不可欠であると結論していた。

これに対して、ロバーツ長官による反対意見は、以前に訴追を行った事件に裁判官として参加できるかどうかの問題は、合衆国最高裁ではなく、州裁判所の管轄と結論される。また、トーマス判事による反対意見は、本件で問題となっている有罪判決後の救済手続は、刑事手続の一部ではなく性質上民事的であり別個の手続とする。本件は、同一事件に関わる Murchison 判決と異なり、検事として刑事事件に関与した者が、その後有罪判決に対する別個の救済手続に裁判官として関与した事例であり、そのような相違は異なった結論を導くとした。

(4) Rippo v. Baker, 137 S.Ct. 905 (2017)

上告人リップポ (Michael Damon Rippo) は、ネヴァダ州の陪審裁判により第 1 級殺人罪等について有罪判決を受け、死刑の宣告を受けた。当該裁判中においてリップポは、訴訟を主宰するボンジョバーニ (Gerard Vongiovanni) 州地裁判事が連邦収賄罪容疑で捜査対象となっているとの情報を入手し、リップポの訴追を担当している州地区検察局が判事に対する連邦の捜査に協力しているのではないかと疑念を持った。このためリップポは、判事に対する捜査を担当する地区検察局が訴訟当事者となっている裁判において、公平な判断を行うことは不可能であるとして、修正 14 条のデュー・プロセス条項に基づきボンジョバーニ判事の忌避を申し立てた。これに対して、ボンジョバーニ判事は忌避申し立てを拒否し、さらに当該判事に対する連邦の正式起訴状が発給された後にも、新たな裁判手続を求めるリップポの申し立ては他の州裁判官によって拒否された。跳躍上告を受けたネヴァダ州最高裁判所も、地区検察局が捜査に関わっていたとの立証ができていないこと等を理由として原審の判断を支持した。

リップポは、有罪判決後の救済手続において、ボンジョバーニ判事を被告とする刑事裁判において提出された証拠資料に基づき、地区検察局が連邦の捜

査に関与していたことを示した。しかしながら、州の有罪判決後手続審は申し立てを認めず、州最高裁判所もその判断を是認したのである。州最高裁判所は、Bracy v. Gramley, 520 U. S. 899 (1997) において示された「偽装バイアス」(camouflaging bias) 論に依拠していた。Bracy 判決における原告は、裁判官が賄賂を提供した被告に有利な判断しているという事実を隠すために、賄賂を提供していない被告に不利に判断する傾向があると主張したのである⁽⁴¹⁾。Bracy 判決の合衆国最高裁は、裁判官が原告提起の事件を急いで正式裁判に進めるため被告側弁護士と共謀した可能性を立証できているとして、原告の主張を容認した。しかし、ネヴァダ州最高裁は、本件においてはそれとは対照的に、問題となった裁判官が当該事件について事実上の偏見を持っていたという立証を行っていないとし、新たな審査を求めるリップの権利を否定したのである。

リップの上告を受けた合衆国最高裁は全員一致の判決 (per curiam) によって、ネヴァダ州最高裁の判断を取り消した。

まず合衆国最高裁は、州最高裁が誤った法基準を適用していると指摘する。合衆国最高裁の先例においては、裁判官が「現実の偏見」を持っていない場合においても、デュー・プロセス条項が忌避を要求することを示してきている⁽⁴²⁾。裁判官の忌避は、客観的に裁判官の側に現実の偏見の蓋然性が憲法上の問題が生じる以上に高まった場合に求められるのである⁽⁴³⁾。

そこで合衆国最高裁は、Bracy 判決において、裁判官が主観的な現実の偏見を抱いているか否かではなく、客観的な問題として、平均的な裁判官がその地位において中立的であるようにみなされるか否か、あるいは、偏見に関する違憲的可能性があるか否かを問うていたとする。Bracy 判決は、原告が主観的な現実の偏見を示唆する事実を示していたと認容したものの、それは裁判官が原告の事件において現実の偏見を持って訴訟にあっていた事の立証を求めている。いわんや、本件のように、原告が「偽装バイアス」論を主張していない場合においては、そのような立証は求めているのである。

ネヴァダ州最高裁は合衆国最高裁の先例が要求するように、主張されたすべての状況を考慮に入れて、偏見の危険が憲法上問題を生じる程度か否かについて確認していない。合衆国最高裁はこのように述べて、原審の決定を取り消し、本意見に整合的な手続を進めるために事件を州に差し戻したのである。

(5) 21 世紀の諸判決の意義

Caperton 判決は、事例が限定されていたデュー・プロセス条項の忌避問題への適用について、「現実の偏見」の蓋然性が認められる場合について明確に認容したものである。もっとも、各州および連邦ともにデュー・プロセス条項が求める内容を上回る厳しい忌避基準を採用していること、そして何より、法廷意見自体が本件を稀有な事例であると述べていることもあって、まずは、Caperton 判決の射程は限定的あるとの評価がみられた⁽⁴⁴⁾。その反面、憲法上の忌避事由の拡大が裁判官忌避制度についてより厳しく検討するきっかけとなったことも確かであり、この意味において連邦や各州の制度へ与える影響は大きいとの評価も可能であろう⁽⁴⁵⁾。

事実、Williams 判決では、Caperton 判決の客観的基準の適用が改めて宣言されて、その先例性を確固たるものとした上に、裁判官選挙に関わる特異な事例において判断された Caperton 判決の適用範囲を、前審関与の脈絡へ拡大する姿勢を示したことで重要と考えられる。Williams 判決によれば、検事として量刑の承認手続に関わった事件が裁判所に係属した際に、時間的経過を考慮せずに、それが違憲の偏見として評価されうる重大かつ個人的な関与と認められていた。同様に、前職時代の様々な事件への公的なかわりについても、時間的経過に関わらず、憲法上の忌避事由として拡大される可能性が残る点で注目される⁽⁴⁶⁾。

さて、Caperton 判決は、現実の偏見そのものの立証ではなく、特定の事件において現実の偏見や予断のリスクを提供するものであるか否かを問うと捉え直した。訴訟当事者が裁判官選挙に巨額の運動資金を提供した事例につき、

忌避の拒否をデュー・プロセス違反と判断したのである。もっとも、Caperton 判決自体がその射程を稀な事例に限定されると述べており⁽⁴⁷⁾、また、Williams 判決においても、当該事例が連邦事件であれば連邦忌避法 455 条の解釈問題で解決可能とみなしていた。さらに、Rippo 判決に至っては、そもそも問題となった裁判官が本件に限らず刑事裁判に関わる適格性を保持していたか疑問を持たれた事件であった。合衆国最高裁がこれら三つの判決に関する州最高裁判所の判断を覆すには、合衆国憲法上の問題として取り扱わざるを得なかったのは確かである。

なお、Caperton 判決において裁判官選挙に関する忌避の可否が争われていた点にも注目が集まっている。州裁判官の選任を選挙によって行う方式は、司法制度に民主的正統性を付与し、州民に対するアカウンタビリティを確保できる制度として 39 の州で採用されている。もっとも、裁判官の職務の性質が公正性、中立性を求められる以上、裁判官選挙には通常の選挙以上の運動規制があり得る⁽⁴⁸⁾。Caperton 判決では、司法制度の根幹である公正な裁判を害する危険性が推定できる場合、選挙運動への関わりの度合いによって忌避を求めるデュー・プロセス条項に基づく憲法的権利を援用できるとした点で評価に値しよう⁽⁴⁹⁾。

以上の様に、最近の合衆国最高裁判所は、司法制度への公の信頼を確保する方向性を示しており、裁判官忌避制度の憲法的位置付けの意義もそのような公の信頼概念に依拠するものと理解すべきである。

第 2 章 裁判官忌避制度と連邦議会

(1) 連邦法 455 条の解釈に関する判例

裁判官忌避制度をデュー・プロセス条項に組み込む合衆国最高裁判所の試みは、連邦裁判官忌避制度に関しては行われていない。連邦議会が創設した裁判官忌避制度（28 U.S.C. §§ 144 & 455）は、修正 5 条のデュー・プロセス

条項が求めるよりも厳しい忌避基準を連邦裁判官に課しており、忌避判断に問題が発生した場合には当該法律の解釈問題として最高裁の判断を受けることになる⁽⁵⁰⁾。しかしながら、連邦裁判官忌避制度が修正 5 条事件として取り扱われない事は、必ずしも修正 14 条のデュー・プロセス判例が連邦制度に影響を与えていないというわけではない⁽⁵¹⁾。むしろ、「公平な裁判所における公平な裁判」を重視する合衆国最高裁判所の忌避制度への厳格な姿勢が、連邦忌避制度への再検討を促す結果となっている。事実、裁判官に「公平な外観」が求められるとした合衆国最高裁判所の Murchison 判決は、1972 年の ABA Model Code⁽⁵²⁾ や 1974 年の連邦法 455 条の事実上の先駆けとして、新たな法基準を示していたと評価されている⁽⁵³⁾。このような状況においては、合衆国最高裁判所は連邦下級裁判所裁判官が自ら行った忌避判断について最終的な審査を行える機関であることから、連邦法 455 条をどのように適用するかが問われることになる。

そこで、議会による連邦裁判官忌避制度の展開を確認し、455 条に関する具体的事例における合衆国最高裁判所の解釈との連関を吟味する⁽⁵⁴⁾。

1974 年改正以前の 455 条は、具体的かつ限定的な欠格要件が掲げられ、その判断において裁判官の「審理に関与する義務」(duty to sit) を尊重していたとされていた⁽⁵⁵⁾。これに対して 455 条の改正において連邦議会は、裁判官の公平性に「合理的な疑問が存する」(reasonably be questioned) 場合 (455 条 (a) 項)、当該裁判官を審理から排除すべきであるとして、方針転換を行った⁽⁵⁶⁾。455 (b) 項は、具体的な忌避事由を列挙するもので、裁判官が個人的な「偏頗または偏見」、争点に関する個人的知識を持つ場合等、具体的な回避、忌避事由を示している⁽⁵⁷⁾。現行 455 条に関する連邦議会の意図は明確であり⁽⁵⁸⁾、列挙条項である (b) 項においては、従来のものより厳格かつ広範囲に具体的な回避事由を示すことで、連邦裁判官に関する忌避ルールを統一したことになる。そしてさらに、新たな条項である (a) 項は、(b) 項の列挙事項に関わらず、裁判官の公平性に「合理的な疑問が存する」場合に回避を求めている

のである⁽⁵⁹⁾。

合衆国最高裁判所が455条(a)文言の「合理的な疑問」文言解釈に関わった判例として、まず、*Liljeberg v. Health Services Acquisition Corp.*, 486 U. S. 847 (1988)がある。最高裁は、455条の目的を「公平な司法過程に対する国民の信頼を増進」するものとみなし⁽⁶⁰⁾、故意が455条(a)の要件ではないと指摘して、連邦地裁裁判官が事件からの回避を行わなかった理由が一時的な記憶違いであったとしても同条に反すると結論した⁽⁶¹⁾。本件法廷意見は、「客観的観察者であれば、判事の公平性を疑問視する」⁽⁶²⁾ような事情の存否に注目していたのである。

次に、*Liteky v. United States*, 510 U. S. 540 (1994)では、裁判官の「偏頗または偏見」が裁判手続外（extra-judicial）の要因から生じたものでなければならぬとの先例の意義を再確認するものではあったが⁽⁶³⁾、その前提として「不公平の外観」重視が主張されている。最高裁は455条(a)項について、「利害関係あるいは取引関係」と「偏頗または偏見」の両者を包含する新しい「包括的」(catchall)な忌避条文であると解する。その判断においては客観的根拠が求められるものの、その根拠は偏頗や偏見の事実ではなく、そのような外観であれば良い。一般的に言えば、忌避は「公平性に合理的な疑問が存する場合であれば、いつでも要求できると結論付けている。

さらに、*Sao Paulo State of the Federative Republic of Brazil v. American Tobacco Co. Inc.*, 535 U. S. 229 (2002)は、忌避申し立てに際して事実誤認があり、忌避事由とされた事実が存在しなかった事例である。最高裁は、忌避が要求されるのは、「全ての事情に通じた合理的人物」が、当該裁判官について事件に関する利害もしくは偏見を持つと予期する場合と解し、本件事情に鑑みればそのような偏見は予期できないとした⁽⁶⁴⁾。

このように、全体を通して最高裁は「現実の偏見」ではなく、「不公平の外観」の存在を求めることで、455条を幅広く適用する姿勢を見せており、455条に関する立法意図に即した判断を行っていたと評価できる。

(2) 弾劾罷免事由としての忌避問題

連邦裁判官が自ら裁判から回避すべき立場にあると認識していたにもかかわらず意図的に回避を行わず、あるいは忌避申し立てを拒否した場合、その事実は連邦司法部内部における懲戒処分の対象となるに加えて、最終的に連邦議会の保持する弾劾権の行使により罷免されうる。もちろん忌避判断に対する弾劾権の行使は、「劇的」かつ「極端な」事例ではある⁽⁶⁵⁾。しかしながら、連邦司法部自体、2010 年のポータス (G. Thomas Porteous, Jr.) 判事の弾劾事件において弾劾勧告を行う等重要な役割を果たしており、この点について十分な認識があると解される⁽⁶⁶⁾。

ポータス判事弾劾事件は、忌避の申し立てを拒否し、忌避に関する上訴審の審査においても忌避該当事由を意図的に隠したことが弾劾罷免事由となった唯一の事例である。1980 年代以降、連邦の弾劾罷免手続の前段階においては、「司法協議会改革および司法における行動と職務不能に関する法律」(Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act of 1980, 28 U. S. C. §§ 351-364) が用いられている。巡回区控訴裁判所の行政組織である司法協議会に、管轄内の裁判官の非行行為に対する懲戒権限を賦与するとともに、その上部機関である合衆国司法会議に下院への弾劾勧告を行う権限を授与したものである。苦情の申し立てを受けた第 5 巡回区司法協議会は、調査の結果ポータス判事に 5 点の問題行動を認定したが、そのうち 1 点が忌避を拒否した事例であった。司法協議会調査特別委員会によれば、ポータス判事は特定の訴訟に関して担当弁護士との関係を秘匿したと認定された。合衆国司法会議は、司法協議会の報告を了承し、議会下院に対して同判事の弾劾罷免を妥当とする勧告書を提出したのである。連邦司法部自身が、裁判官忌避の問題が弾劾事由となりうることを認容していることが分かる。

下院司法委員会は全員一致で 4 カ条の弾劾条項を承認し下院本会議に送ったが、その弾劾条項第 1 条が忌避問題に関わる。弾劾条項第 1 条によれば、

ポータィアス判事は、ある訴訟の被告代理人 Amato & Creely, P. L. C. と長年にわたって不適切な金銭関係にあったにもかかわらず、その事実を秘匿し、忌避申し立てを拒否していた⁽⁶⁷⁾。下院司法委員会によれば、ポータィアス判事は、州地裁裁判官時代から弁護士事務所と不適切な関係を維持しており、弁護士側が費用を持つ形での旅行、飲食、ポータィアス判事の家族に関する経費の負担等に及んでいた。ポータィアス判事は、問題となった担当事件の裁判官忌避手続においてこのような法律事務所との関係を詳報せず、同様に、第5巡回区控訴裁判所における忌避問題審査においても決定的な情報を提供せず、その結果として、公正な裁判官職務に対する両当事者その他の者の権利を奪ったとみなされたのである。

下院本会議は、4カ条の弾劾条項すべてについて全員一致で承認し、弾劾裁判を行う上院に送付した。忌避に関する第1条項は、賛成412反対0であった⁽⁶⁸⁾。ポータィアス判事は、上院の要求に応じて弾劾条項に対する回答文を提出し、地元弁護士の相手方持ちの会食等をローカルな慣行であると主張し、そもそも特定の事件に関する忌避問題が憲法上弾劾罷免が許される「重罪もしくは軽罪」に合致しないと反論していた。下院の弾劾訴追条項自体、本件の問題のいくつかが刑事罰を持たない裁判官倫理の諸規則に抵触するにすぎないことを認めており、ポータィアス判事は、本件の弾劾条項が新たな基準を提起しており、司法権の独立を深刻に害するとしたのである。

弾劾事由が起訴されうるレベルが必要かについて先例は、刑事裁判と弾劾裁判の関連性について不可欠なものとは示しておらず、弾劾事由について必ずしも起訴レベルの内容を求めているとは解せないとするのが通説である⁽⁶⁹⁾。ポータィアス事件に関しては、確かに忌避に関する455条は手続的に忌避を求める事由を示したもので罰則がなく、また、合衆国司法会議規則も倫理規定に過ぎない。しかしながら、問題となった忌避判断が意図的なものであった場合、それが倫理的問題としても、弾劾罷免相当の深刻な事態を引き起こしていると言えよう⁽⁷⁰⁾。

結局弾劾裁判を行う上院は、弾劾条項第 1 条項に関して賛成 96 反対 0 で承認し、合衆国憲法が求める 3 分の 2 以上の賛成により、ポータィアス判事の弾劾罷免が確定したのである。弾劾に関する判断が個別事例に影響されうるものとしても、弾劾訴追を行う下院及び弾劾裁判を行う上院がそれぞれ反対者なしに意図的な忌避拒否を弾劾罷免相当とみなした点は憲法的先例として重要である。

(3) 連邦議会による改革の動向

さて、連邦議会は、裁判の公正確保を目的として、連邦裁判官が自ら回避すべき事由を具体的に列挙して定め、また、手続について定めてきている。その合衆国憲法上の根拠は、3 条 1 節に基づく下級裁判所の設立権限、3 条 2 節 2 項の最高裁判所への上訴管轄を決定する権限、および、司法権を含む合衆国憲法が定める政府権限を実行に移すために「必要かつ適切」な立法を行う権限（1 条 8 節 18 項）である。もともと、連邦議会が特定の審理担当者の具体的決定に直接的な影響を与える様な忌避事由を設定した場合には、司法権の中核を侵害する危険性があり、立法権の限界を越えるかもしれない。特に最高裁判所判事に関しては、その憲法的地位、および、必要かつ適切な立法の根拠となる議会の列挙権限の相違により、下級裁判所の忌避手続との違いが出る可能性もある。現行の 455 条に関する最高裁判所の実務において、最高裁判事は異なる取り扱いを受けているのも事実である⁽⁷¹⁾。依然として続く裁判官の不祥事、最高裁判所判事の政治的発言等を受けて、連邦議会は自らの立法権の範囲内において、裁判官忌避手続に関する改革を進めようとしている。そこで、注目を集めている最高裁判所判事の忌避問題、連邦裁判所裁判官の資産公開に関する議論とその課題について検討する。

①最高裁判事の忌避問題

連邦議会が現在最も関心を持っているのは、合衆国最高裁判事に関する忌

避手続である⁽⁷²⁾。合衆国最高裁判所において裁判官忌避の申し立てがなされた場合、その決定は当該裁判官が単独で行う。その際、最高裁判事は決定に関する理由を述べる必要はなく、同僚裁判官もしくは最高裁全体における再審査手続もないため、決定は最終的なものとなる。連邦法 455 条が忌避事由を拡大し、合衆国最高裁判所も州裁判所に関してデュー・プロセス条項の適用性について認容する中で、最高裁判事は具体的な忌避の判断において連邦下級裁判所や州裁判所よりも緩い忌避基準に従っており、多くの重要事件において訴訟関与に疑問がもたれていた⁽⁷³⁾。特に合衆国最高裁のスカリア判事が訴訟当事者であるチェイニー副大統領とともにバカンスを過ごしながらか、それを社交上の儀礼の範囲内であるとして忌避申し立てを拒否した例にみられるように⁽⁷⁴⁾、忌避基準の明確性や適用の妥当性、あるいは、裁判官が単独で行う忌避決定の手続等について、実務上改善の余地が残されていることが指摘されていた。以後も、オバマケアに関する *National Federation of Independent Business v. Sebelius*, 132 S. Ct. 2566 (2012) において、9 名中 6 名の最高裁判事の公平性に疑問が呈され⁽⁷⁵⁾、さらに、2016 年大統領選挙におけるトランプ大統領候補に対するギンズバーグ判事の批判的発言が、合衆国司法会議の策定した裁判官行動規則（Code of Conduct for U. S. Judges）5（A）（2）の禁ずる公職立候補者への助長、批判であるにもかかわらず、当該規則が連邦司法部内の 25,000 人に及ぶ下級裁判所裁判官や裁判所職員を対象とするものの、9 名の最高裁判所判事のみを対象外としており、批判が強まっている⁽⁷⁶⁾。

連邦議会は、新たな立法案の審議をはじめ、裁判官行動規則に準拠した広範な忌避基準を最高裁判事へ適用すること、手続的には忌避決定の理由の公表、および同僚裁判官もしくは連邦下級裁判所裁判官による再審査を示している⁽⁷⁷⁾。これに対して、最高裁判所のロバーツ長官は、2011 年年末報告（2011 Year-End Report on the Federal Judiciary）を用いて、最高裁判事が単独かつ独立して自身の忌避問題を担当する慣行を擁護し、合衆国司法会議として新たな Code の策定を予定していないと明言した。ロバーツ長官は、最高裁

には代替裁判官の制度がなく、可否同数による判決不能の危険性が存するとして、「一つの最高裁判所」として最終的な司法判断を下す憲法的地位を強調していたのである⁽⁷⁸⁾。

デュー・プロセス条項に基づく最高裁判事の忌避判断に関しては、最高裁自身が州裁判所の忌避問題において積極的に示している「不公正の外観」基準を適用できるかが問題となる。デュー・プロセス条項は、すべての政府的機関の活動に対して有効なガイドラインを提示しており、連邦機関の一つである合衆国最高裁判所の裁判官の忌避問題に関しても当然に一定の制約を課す。ロバーツ長官は Caperton 判決等においてデュー・プロセス条項の適用に反対する立場にあり、最高裁全体でのコンセンサスが取れているようには見えない。Caperton 判決や Williams 判決において多数を占めた最高裁判事が、自らの忌避申し立てに対して州裁判所に関する事件において示したものは異なるデュー・プロセス条項解釈を採るとすれば、最高裁判所の憲法上の特別の地位に基づく以外にはない。もちろん、デュー・プロセス条項の適用が否定された場合においても、連邦議会がその立法権を行使して、最高裁判所判事の忌避手続に関する実体的、手続的ルールを強化する事は可能であるが、最高裁判所との間で深刻な権力分立的問題を生じること事も事実であろう。

②連邦裁判官の資産公開

連邦忌避法 455 条 (b) (4) は、連邦裁判官が個人として、訴訟の目的事項あるいは当事者に対して金銭的利害等が認められる場合に、回避を求めている。また 455 条 (c) 項は、連邦裁判官に対して裁判官自身および親族の金銭的利害に関して認知すべき努力義務を定めている⁽⁷⁹⁾。そこで、455 条 (b) (4) 及び (c) 項を具体化するために、裁判官の資産公開制度の改革案が議論されている。もちろん連邦裁判官も合衆国政府職員として政府倫理法 (Ethics in Government Act of 1978, P. L. 95-521, 92Stat. 1824) の対象であり、年次的に資産報告を義務付けられている。しかしながら、特定訴訟に関する経済的利害

の有無は、コモン・ロー上の忌避事由として歴史的に承認されてきており、裁判官の資産に関する透明性を高めることがこの問題に関する国民の信頼を高めるとして重視されてきているのである⁽⁸⁰⁾。

ヘルマン教授によれば、その端緒は、2002年に合衆国司法会議の長としてのレーンキスト最高裁長官に対してなされた下院司法委員会小委員長からの質問状である⁽⁸¹⁾。そこでは、現行法制上、事件を担当する裁判官が忌避を行うべき資産を保有しているか否かについて、訴訟当事者の判断を困難にしているとの疑問が呈された。下院小委員長が参照した新しい方策は、アイオワ北地区及び南地区の連邦地方裁判所が採用している、ウェブサイトにおける個別裁判官の「利益相反リスト」の公表と当該資産に関わる裁判に関与しない旨の宣言である。

例えば、アイオワ北地区連邦地裁のベネット裁判官（Mark W. Bennett）の紹介部分では、個人的に関わりのある弁護士事務所として地元の Babich, Goldman, Cashatt & Renzo, PC 等五つの法律事務所、また、利害関係のある企業、団体として IBM 等 23 団体が挙げられている。そして、同裁判官が、これら弁護士事務所あるいは団体と関わりのある訴訟に関与しない旨が明言されている⁽⁸²⁾。ただし、例えば弁護士事務所との具体的関係、自らの顧問弁護士であるのか、出身事務所であるのか、あるいは親族が経営に関与、参加しているか等については明記されていない。また利害関係企業、団体に関する情報も、株式等の証券保有の可能性があると明示されておらず、保有株数、資産価値等も示されていない。しかしながら、下院小委員会委員長は、この様な情報公開が、現行法において義務付けられている資産に関する年次報告書の提出制度を実質化する手段になると主張する。

この様にアイオワ地区の地裁が実施している情報公開は、利害関係のある弁護士事務所名や企業・団体名を具体的に明示することにより、忌避問題を事前に回避するための方策として重要な意義があると考えられる。具体的株数等の秘匿を認めることで裁判官のプライバシーを一定程度確保した上での

情報開示は、司法制度への信頼を高める可能性があると評して良いだろう。

結びにかえて

1957 年、当時の田中耕太郎最高裁判所長官は、労働事件に関わる訴訟等において訴訟当事者による忌避権の濫用が多くみられると指摘し、「今や立法政策上の考慮を払うべき時期が来ている」として、国会に対して裁判官忌避制度の改革を求める提案を行っていた⁽⁸³⁾。この中で、田中最高裁長官は、裁判所において忌避申し立てが認容される事例が極端に少ないことについて、「我が国の裁判官はいやしくも不公平の疑惑を受けることを潔しとしないで、事前に回避する」ためであるとし、忌避制度の廃止を主張していたのである⁽⁸⁴⁾。このような田中長官の主張およびその論拠については厳しい批判があるが⁽⁸⁵⁾、本稿の関心からは裁判官忌避制度について公正な裁判所による公正な裁判を受ける国民の憲法上の権利を具体化したものであるとの言及がないこと、同様に、裁判官忌避制度の目的が公平な司法過程に対する国民の信頼を増進するものであるとの認識が示されていない点に注目したい。

そもそも我が国における裁判官忌避制度は、刑事訴訟法 21 条、民事訴訟法 24 条等において個別に定められていることもあり、戦前からの歴史的発展が異なる当該法分野における個別的検討の対象となっており、憲法的観点からの分析が不十分な状況にある。もっとも、近時、裁判官忌避に関する最高裁判例が蓄積されはじめており⁽⁸⁶⁾、また地裁レベルではあるが明確に忌避申し立てを認容する判決も表れている⁽⁸⁷⁾。制度背景が異なるアメリカの議論を直接適用することはできないが、本稿が関心を寄せる裁判官忌避制度の憲法的再定義を巡る議論が、同様に国民からの信頼維持を求められる我が国の司法制度の在り方を再検討する契機の一つになればと考える⁽⁸⁸⁾。

(1) アメリカの裁判官忌避制度の法的展開と課題については、山城崇夫「除斥・忌避・

- 回避の基礎研究－アメリカ合衆国における展開を中心にして」・比較法雑誌 15 巻 2 号（1981 年）127 頁以下、中村治朗「米国の裁判官審理関与排除制度瞥見（上）」・判例時報 1178 号 3 頁以下、「同（下）」・同 1179 号（1986 年）3 頁以下、原口佳誠「アメリカにおける裁判官公選制とデュー・プロセス」・比較法学 45 巻 3 号（2012 年）29 頁以下等が詳しく、本稿全体を通して参照させていただいた。また、拙著『アメリカ連邦議会と裁判官規律制度の展開』（有信堂高文社、2007 年）111 頁以下も併せて参照のこと。
- (2) 忌避申し立てを受けた裁判官本人が当該問題についての決定を行う慣行とその批判については、*see* Charles G. Geyh, "Judicial Transparency and Ethics" Hearing Before The House Committee on The Judiciary's Subcommittee on Courts, Intellectual Property, And The Internet (Feb. 14, 2017) at 35. ジェイ教授によれば、世論調査においては 80% 以上が、忌避申し立てについては他の裁判官が判断すべきと考えている。*See id.* at 35 & note 5.
- (3) *In re Murchison*, 349 U. S. 133, 136 (1955). 「公平な裁判所における公平な裁判はデュー・プロセスの基本的な要請である。」
- (4) *Liljeberg v. Health Services Acquisition Corp.*, 486 U. S. 847, 864 (1988).
- (5) *Debra Lyn Bassett, Recusal and the Supreme Court*, 56 *Hastings L. J.* 657, 661-62 (2005).
- (6) *See* LOUIS J. VIRELLI III, *DISQUALIFYING THE HIGH COURT: SUPREME COURT RECUSAL AND THE CONSTITUTION 3-4*, (UNIVERSITY PRESS OF KANSAS, 2016).
- (7) Charles G. Geyh, *Examining the State of Judicial Recusals after Caperton v. A. T. Massey Before the Judiciary Committee's Subcommittee on Court and Competition Policy*, (Oct. 20, 2009) at 24.
- (8) 拙著・前掲注 (1) 113 頁以下を参照のこと。
- (9) 判例の展開については、山城・前掲注 (1) 144 頁以下、原口・前掲注 (1) 48 頁以下が詳しい。
- (10) *Tumey*, 273 U. S. at 523.
- (11) *Id.*
- (12) *Id.* at 531.
- (13) *VIRELLI, supra* note 6, at 128.
- (14) *Tumey*, 273 U. S. at 532.
- (15) *Murchison* 判決については、直接的な金銭利害に関する事件での忌避要求という厳格なコモン・ロー上の忌避ルールからの明確な展開である点で重要との評がある。*See VIRELLI, supra* note 6, at 129.
- (16) *Murchison*, 349 U. S. at 136.
- (17) *Id.*
- (18) *Id.*
- (19) 山城・前掲注 (1) 144 - 145 頁を参照のこと。

- (20) *Mayberry*, 400 U. S. at 465.
- (21) *Id.*
- (22) *Ward*, 409 U. S. at 60.
- (23) *VIRELLI*, *supra* note 6, at 132.
- (24) *Id.*
- (25) *Id.*
- (26) *Aetna*, 475 U. S. at 822 & 825.
- (27) *Id.* at 820 & 824. クラスアクションに参加した他の裁判官の忌避を認容した場合には、州最高裁判所における当該訴訟の法的解決が望めなくなるため、「必然性のルール」(rule of necessity) に基づき忌避の申し立てを退けている。*Id.* at 825. 「必然性のルール」に関しては、山城・前掲注 (1) 164 頁以下が詳しい。また、拙著・前掲注 (1) 124 頁以下も参照のこと。
- (28) *Caperton* 判決については、原口佳誠「州裁判官選挙における選挙資金と裁判のデュー・プロセス *Caperton v. A. T. Massey Coal Co.* 129 S Ct. 2252 (2009)」・比較法学 44 卷 3 号 (2011 年) 162 頁、武田芳樹「経済的権力と司法審査」・企業と法創造 7 卷 5 号 (2011 年) 98 頁以下、原口・前掲注 (1) 29 頁以下、及び拙稿「裁判官の選挙と利益相反」・別冊ジュリスト・アメリカ法判例百選 (2012 年) 130 頁以下を参照のこと。
- (29) *Caperton*, 556 U. S. at 883-84.
- (30) *Id.* at 884.
- (31) *Id.* at 889-90.
- (32) 本判決については、拙稿「判例紹介：裁判官忌避と第 14 修正：*Williams v. Pennsylvania*, 136 S. Ct. 1899 (2016)」・アメリカ法 [2017-1] 129 頁以下を参照のこと。
- (33) *Brady v. Maryland*, 373 U. S. 83 (1963).
- (34) *Williams*, 136 S. Ct. at 1905.
- (35) *Caperton*, 556 U. S. at 881.
- (36) *Murchison*, 349 U. S. at 136.
- (37) *Williams*, 136 S. Ct. at 1906.
- (38) *Id.* at 1908. *See Aetna*, 475 U. S. at 828.
- (39) ABA Model Code of Judicial Conduct Rules 2. 11(A)(1) , (A)(6)(b) (2011) ; 28 U. S. C. § 455(b)(3) ; Pa. Code of Judicial Conduct, Canon 3C (1974, as amended).
- (40) *See Puckett v. United States*, 556 U. S. 129, 141 (2009).
- (41) *Bracy*, 520 U. S. at 905.
- (42) *Aetna*, 475 U. S. at 825.
- (43) *Rippo* 137 S. Ct. at 907. *See Williams*, 136 S.Ct. at 1899. さらに、*Williams* 判決は、*Caperton* 判決を先例としている。*See Caperton*, 556 U. S. at 881.

- (44) See VIRELLI, *supra* note 6, at 136.
- (45) See Geyh, *supra* note 7, at 23. See also, VIRELLI, *supra* note 6, at 136.
- (46) さらに、審理における判断が決定的なものでもなくとも忌避対象に該当するとされたため、忌避申立人に有利な判断を下していても忌避すべきであったと判断されうることとなると評されている。Charles Weisselberg & Juliana DeVries, *One Term, two Courts : Selected Criminal-Law Cases in The Supreme Court's 2015-2016 Term*, 52 *Court Review* 142, 149 (2016).
- (47) Caperton, 556 U. S. at 890.
- (48) しかしながら、この点で合衆国最高裁は、職務の特殊性に基づき定められていた選挙運動中における表現規制について、修正1条に違反する過度の制約であると判断し、裁判官選挙の選挙としての側面を重視する姿勢を示してきたのである。See *Republican Party of Minnesota v. White*, 536 U. S. 765 (2002).
- (49) 原口・前掲注(1) 59頁は、「選挙資金の制限のない流入のなかで、忌避による公正な裁判という最低限の歯止めをかけた」ものとして評価する。
- なお、このような裁判官選挙に関しては、裁判官候補者本人が献金を募ることを禁止したフロリダ州裁判所規則が、厳格審査の下においても合衆国憲法修正第1条に違反しないと判断された *Williams-Yulee v. The Florida Bar*, 135 S. Ct. 1656 (2015) がある。Yulee 判決は、裁判官の高潔性についての公の信頼をやむにやまれぬ州の利益であると明確に宣言し、そのような利益に資する必要不可欠な手段であるか否かの審査に幅を持たせたことで、裁判官選挙の献金規制に関わる重要判決として位置付けられる。Yulee 判決の結果、裁判官選挙運動における献金段階への事前規制と献金者が当事者になった訴訟段階での忌避手続による事後規制が示されたことになる。Caperton 判決と Yulee 判決により、合衆国最高裁判所が司法制度への公の信頼維持を根拠として、裁判官選挙に関する制約を再確認した点は意義深い。Yulee 判決について詳しくは、拙稿「判例評釈：裁判官選挙の言論規制：Williams-Yulee v. The Florida Bar, 135 S. Ct. 1656 (2015)」・アメリカ法 [2016-1] 134頁以下を参照。
- (50) Geyh, *supra* note 7, at 23. See also RICHARD E. FLAMM, *JUDICIAL DISQUALIFICATION : RECUSAL AND DISQUALIFICATION OF JUDGES* at 36-37. (Little, Brown and Company, 1996).
- 連邦法 144 条の実効性については、山城・前掲注(1) 132頁以下、および、拙著・前掲注(1) 115頁以下も参照のこと。
- (51) Geyh, *supra* note 7, at 23.
- (52) 1972年のABAのModel Codeについては、最高裁判所事務局総務局「アメリカ法曹協会による新裁判官行為規範」・法曹時報 25 巻 8 号 (1973 年) 27 頁以下が詳しい。
- (53) 山城・前掲注(1) 144-145 頁を参照のこと。
- (54) 連邦法 455 条については、山城・前掲注(1) 133 頁以下、中村・前掲注(1) (下)

- 3 頁以下、および、拙著・前掲注 (1) 113 頁以下を参照。
- (55) See CHARLES G. GEYH, JAMES J. ALFINI, STEVEN LUBET and JEFFREY SHAMAN, JUDICIAL CONDUCT AND ETHICS (5 th ed.) § 4.03 at 9-11 (LexisNexis, 2013).
- (56) See Monroe H. Freedman, ESSAY : Duck-Blind Justice : Justice Scalia's Memorandum in the Cheney Case, 18 Geo. J. Legal Ethics 229, 230 & 234 (2004) . 455 条の一般規定となる (a) 項に基づけば、「現実の偏見」ではなく、立証が容易な「不公平の外観」が客観的に存在すれば、裁判官に回避義務が生じる事になる。山城・前掲注 (1) 143-44 頁、参照。
- (57) 裁判官が (1) 個人的な偏頗または偏見、争点に関する個人的知識を持つ場合、(2) 弁護士、もしくは重要証人として事件に関与していた場合、(3) 政府職員として顧問、助言者、重要証人として関与し、意見を表明していた場合、(4) 裁判事項もしくは当事者に対して金銭的利益、その他の利益を有する場合、配偶者もしくは同一世帯にある未成年の子が利益を持つ場合、(5) 本人、配偶者、三親等以内の親族およびその配偶者が、事件の当事者あるいは弁護士である場合、もしくは、それらが事件手続の結果に対して利害関係にあることを知っている場合、または、それらが重要証人となることを知っている場合、回避すべきであると定めている。
- (58) H. R. Rep. No. 93-1453, at 5 (1973).
- (59) 連邦議会は、従来忌避問題の判断に際して尊重されてきていた裁判官の「審理に関与する義務」を取り除くことで、公平な司法過程に対する国民の信頼を増進しようと考えたのである。 See Christopher Riffle, Note : Ducking Recusal ; Justice Scalia's Refusal to Recuse Himself from Cheney v. United States District Court for the District of Columbia, 541 U.S. 913 (2004) , and the Need for a Unique Recusal Standard for Supreme Court Justices, 84 Neb. L. Rev. 650, 655-56. (2005).
- (60) Liljeberg, 486 U. S. at 859-60.
- (61) 忌避申し立てに対する判断が問題視されたルイジアナ東地区連邦地裁のコリンズ判事 (Robert F. Collins) は、1991 年に自身が刑事事件の被告人となり、連邦議会下院による弾劾手続が進行する中で辞職している。コリンズ判事事件については、拙著・前掲注 (1) 50 頁を参照のこと。
- (62) Liljeberg, 486 U. S. at 861.
- (63) See e.g., Berger v. United States, 255 U. S. 22 (1921). See also, Arthur D. Hellman, Examining the State of Judicial Recusals after Caperton v. A.T. Massey Before the Judiciary Committee's Subcommittee on Court and Competition Policy, (Dec. 10, 2009) at 80.
- (64) Sao Paulo State, 535 U. S. at 233.
- (65) VIRELLI, *supra* note 6, at 109.
- (66) M. Margaret McKeown, To Judge or Not to Judge: Transparency and Recusal in the Federal System, 30 Rev. Litig. 653, 654 & n.7 (2011). ポーティアス判事弾劾事件については、拙

著『アメリカ連邦議会の憲法解釈—権限行使の限界と司法審査—』（有信堂高文社、2018年）147頁以下を参照のこと。

- (67) *In re: Liljeberg Enter. Inc. v. Lifemark Hosps. Inc.*, No. 2 : 93-cv-01784, rev'd in part by 304 F.3d 410 (5 Cir. 2002).
- (68) 下院は、*Turner v. Pleasant*, Civ. No. 2 : 01-cv-03572-GTP (E. D. La., Feb. 7, 2004) における忌避問題も、状況証拠の一つとして挙げている。
- (69) 柳瀬昇「アメリカ合衆国における弾劾されるべき罪の意義について」小谷順子・新井誠・山本龍彦・葛西まゆこ・大林啓吾編『現代アメリカの司法と憲法—理論的対話の試み』尚学社（2013年）所収を参照。
- (70) Charles G. Geyh, On H. RES. 1448 (2008) Inquiring into The Impeachment of District Judge G. Thomas Porteous (Dec. 15, 2009), at 11-12.
- (71) *See e.g.*, VIRELLI, *supra* note 6, at 29-40.
- (72) 合衆国最高裁判所判事の忌避に関する慣行と課題については、山城・前掲注（1）165頁以下、拙著・前掲注（1）111頁以下等を参照のこと。
- (73) 現行の忌避制度を批判する見解として、*see e.g.*, Sherrilyn A. Ifill, Do Appearances Matter? : Judicial Impartiality and the Supreme Court in *Bush v. Gore*, 61 Md. L. Rev. 606 (2002).
- (74) *Cheney v. United States District Court For The District of Columbia*, 541 U. S. 913 (2004).
同判決については、拙稿「判例紹介：訴訟当事者と休暇を過ごした最高裁裁判官に対する忌避申し立てが却下された事例」・アメリカ法 [2005 - 1] 127頁以下を参照のこと。
- (75) *See* VIRELLI, *supra* note 6, at 35.
- (76) Geyh, *supra* note 2, at 39-40.
- (77) VIRELLI, *supra* note 6, at 35. ヴァレリー教授は、連邦議会が検討する司法部の透明性確保のための忌避手続の改革提案を問題視している。また、合衆国最高裁判所内でも立場を問わず、議会の提案に批判的である。*See* VIRELLI, *supra* note 6, at 35-37. 例えば、司法予算審査に関する証人として下院小委員会に出頭したケネディ判事は、忌避手続への連邦下級裁判所裁判官の関与が憲法の問題を生じると指摘した。また、上院小委員会に呼び出されたプレイヤー判事は、忌避された最高裁判事の代替問題に言及して、忌避を行う義務と同様に裁判を行う義務があるとし、忌避の判断について申し立てを受けた判事個人で行うべきと主張した。2015年にも最高裁判所と連邦議会の間で同様の議論が繰り返されており、上院小委員会に出頭したケネディ判事は忌避に関する理由を公表しない点について、同様の状況に置かれた同僚判事に対する圧力となる危険性を示唆していた。*See id.*
- (78) <https://www.supremecourt.gov/publicinfo/year-end/2011year-endreport.pdf>
- (79) 同条項の意図について、「裁判官に保有株式の整理」を促す立法意図が推定されている

- る。山城・前掲注 (1) 161 頁を参照。
- (80) Hellman, *supra* note 63, at 88.
- (81) *Id.* at 89 & n.43.
- (82) <http://www.iand.uscourts.gov/e-web/home.nsf/65944fcb56773c56862573a30055c4f3/ab76acd9454acd3f862573a700543521?OpenDocument>
- (83) 田中耕太郎「忌避権の濫用」・法曹時報 9 卷 1 号 (1957 年) 1 頁以下。
- (84) 田中・前掲注 (83) 31 頁。
- (85) 例えば、永井博史「裁判官忌避の制度瞥見—裁判官忌避の制度は飾りものか」・近大法学 46 卷 1 号 (1998 年) 1 頁以下等を参照。
- (86) 最高裁判所規則の制定に関する裁判官会議への参加を理由とする忌避申し立てが却下された、最高裁平成 3 年 2 月 25 日第 1 小法廷決定 (民集 45 卷 2 号 117 頁)、最高裁判所長官として裁判員制度の実施に係る司法行政事務に関与したことが同制度の憲法適合性を争点とする事件についての忌避事由に当るかが争点となった、最高裁平成 23 年 5 月 31 日大法廷決定 (刑集 65 卷 4 号 373 頁以下) がある。前者については、上田豊三「最高裁判所判例解説」・法曹時報 43 卷 5 号 (1991 年) 168 頁以下、栗田睦雄「最高裁判民事例研究 298」・法学研究 65 卷 5 号 (1992 年) 151 頁以下等を参照のこと。後者については、尾形健・TKC 特法判例解説憲法 No. 50 (2011 年) 3 頁、同・法学セミナー増刊速報判例解説 10 卷 (2012 年) 17 頁以下、山岸喜久治・宮城学院女子大学研究論文集 115 号 (2012 年) 17 頁以下、コメント・判例時報 2131 号 (2012 年) 144 頁以下、判例解説・判例タイムズ 1358 号 (2012 年) 92 頁以下、最高最新判例紹介・法律時報 84 卷 2 号 (2012 年) 130 頁、岡田俊幸・ジュリスト 1440 号・平成 23 年度重要判例解説 (2012 年) 12 頁以下、金子章・横判国際経済法学 20 卷 3 号 (2012 年) 231 頁以下、宮木康博・論究ジュリスト 2014 年冬号 232 頁以下、矢野直邦・『最高裁判所判例解説刑事篇 (平成 23 年度)』(法曹会、2015 年) 27 頁以下等を参照のこと。
- (87) 生活扶助基準の見直しの合憲性が争われている訴訟で、法務省に出向中に国側の代理人を務めた裁判官の忌避申立が認容された事例、金沢地裁決定平成 28 年 3 月 31 日 (判時 2299 号 143 頁) である。同決定については、高田賢治「除籍原因から考える忌避事由—金沢地裁平成 28 年 3 月 31 日」加藤哲夫・本間靖規・高田昌宏編『現代民事手続の法理—上野泰男先生古稀祝賀論文集』(弘文堂、2017 年) 37 頁以下、坂田宏・司法判例リマックス 55 号 (2017 年) 106 頁以下等を参照のこと。
- (88) 裁判官忌避制度に関する比較法的研究の意義については、中村・前掲注 (1) (下) 13 頁を参照。